

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金 逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書（逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金）（第3号様式の2）

別表に次のように加える。

4 逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金

定義	<p>この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一戸建住宅 住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるものをいう。</p> <p>(2) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。</p> <p>(3) 改修工事 省エネルギー効果が見込まれる断熱効果の高い窓に改修する工事並びに壁、天井又は床の断熱改修工事をいう。</p> <p>(4) 高日射反射率塗装 太陽光線に含まれる近赤外領域の光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある高日射反射率塗料を既存建築物の屋上、屋根及び外壁に塗布する工事をいう。</p>
----	--

補助対象者	自ら居住する又は居住を予定している市内の既存の住宅に対し、改修工事又は高日射反射率塗装を行う個人とする。
補助事業の範囲	<p>次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 補助の対象とする住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件に適合する住宅とする。</p> <p>ア 市内の既存住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅）で、補助事業完了後は、補助対象者が常時居住すること。</p> <p>イ 耐震性能を確保した住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。））又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（当該年度内に施工完了するものを含む。）であること。</p> <p>(2) 補助対象住宅に対し、指定する補助対象製品を用いた改修工事又は高日射反射率塗装を行う事業を補助対象とする。改修工事は、次に示すものとする。ただし、既に改修工事を行っているものについては、この限りではない。</p> <p>ア 1つの居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの</p> <p>イ 1つの居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの</p> <p>ウ 複数の居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの</p> <p>エ 複数の居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの</p> <p>(3) 前号で指定する補助対象製品は、国等の補助金にお</p>

	<p>いて、製品として登録されている窓、ガラス及び断熱材をいい、全て未使用品とする。</p> <p>(4) 第2号の高日射反射率塗装は、国内の第三者機関における日射反射率測定値が近赤外線領域において50%以上の未使用の塗料又はそれに準じた性能を有すると市長が認める塗料を施工するものとする。</p> <p>(5) 改修工事を行う場合の要件は、第2号アを必須とし、それ以外は任意とする。</p> <p>(6) 同一年度内において、第2条第1項第1号に規定する逗子市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金の交付を受けた又は交付を受ける予定のある事業を除く。</p>
補助対象経費	<p>1 補助事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 材料費 補助事業の実施に必要な建築材料の購入に要する経費</p> <p>(2) 工事費 補助事業の実施に必要な工事に要する経費</p> <p>2 算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。</p> <p>(1) 国等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税相当額</p>
補助額の算出方法	<p>改修工事及び高日射反射率塗装いずれも補助対象経費に3分の1を乗じた額又は75,000円のうち、いずれか低い金額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
交付申請書	<p>様式</p> <p>逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付申請書（逗子市既存住宅断熱改修等省エネ対策費補助金）（第3号</p>

		様式の2)
提出期限		補助対象の改修工事及び高日射反射率塗装いずれも着手する前であって、補助事業を実施する年度の2月末まで
添付書類		<p>(1) 改修工事</p> <p>ア 改修工事に係る契約書の写し又は見積書の写し (工事着工予定日、工事完了予定日及び補助対象経費が明記されているもの)</p> <p>イ 国等の補助金の補助対象製品一覧(設置する補助対象設備の登録型番掲載箇所)</p> <p>ウ 改修工事を実施する住宅の案内図</p> <p>エ 補助対象住宅を表示した関係図面(補助対象住宅の建築図面(平面図、立面図))</p> <p>オ 改修工事箇所の現況写真(工事前の写真(図面上に改修工事箇所を明記すること。A4縦白色の紙に印刷又は添付すること。用紙には改修工事箇所を明記すること。))</p> <p>カ 補助対象住宅において改修工事を実施する場合にあつて、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の設置同意書(第4号様式)</p> <p>キ 補助対象者が賃借等している住宅において補助対象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の設置同意書(第4号様式)</p> <p>ク その他市長が必要があると認めるもの</p> <p>(2) 高日射反射率塗装</p> <p>ア 高日射反射率塗装に係る契約書の写し又は見積書の写し(工事着工予定日、工事完了予定日及び補</p>

		<p>助対象経費が明記されているもの)</p> <p>イ 要件を満たすことが分かる第三者機関による性能証明書及びパンフレット等の写し</p> <p>ウ 高日射反射率塗装を実施する住宅の案内図</p> <p>エ 補助対象住宅を表示した関係図面（補助対象住宅の建築図面（平面図、立面図））</p> <p>オ 塗布予定箇所の現況写真（施工前の写真（図面上に塗布予定箇所を明記すること。A4縦白色の紙に印刷又は添付すること。用紙には施工箇所を明記すること。）</p> <p>カ 補助対象住宅において高日射反射率塗装を実施する場合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の設置同意書（第4号様式）</p> <p>キ 補助対象者が賃借等している住宅において補助対象工事を実施するときは、当該住宅の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの及び当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の設置同意書（第4号様式）</p> <p>ク その他市長が必要があると認めるもの</p>
補助事業の着手		<p>(1) 改修工事 補助対象の改修工事の着手</p> <p>(2) 高日射反射率塗装 補助対象の高日射反射率塗装の着手</p>
完了報告	様式	返子市カーボンニュートラル推進補助事業完了報告書（第8号様式）
	提出期限	補助事業が完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月15日までのいずれか早い日
	添付書類	<p>(1) 改修工事</p> <p>ア 補助対象製品の費用を支払ったことが分かる領収書の写し（補助対象製品に係る金額が掲載されて</p>

		<p>いない場合には、該当金額がわかるものを添付すること。)</p> <p>イ 補助対象製品の導入後のカラー写真</p> <p>ウ その他市長が必要があると認める書類</p> <p>(2) 高日射反射率塗装</p> <p>ア 高日射反射率塗装の費用を支払ったことが分かる領収書の写し（高日射反射率塗装に係る金額が掲載されていない場合には、該当金額がわかるものを添付すること。)</p> <p>イ 施工後の写真</p> <p>ウ 使用前及び使用中又は使用済みの塗料缶のカラー写真</p> <p>エ 出荷証明書の写し（型式が認識できるもの）</p> <p>オ その他市長が必要があると認める書類</p>
<p>財産の処分の制限</p>		<p>財産処分の制限は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 改修工事 補助対象者は、補助対象製品を5年以上所有し、使用しなければならない。ただし、改修工事後に居住を開始した場合は、当該住宅の住所に住民登録した日から起算して5年以上所有し、使用しなければならない。</p> <p>(2) 高日射反射率塗装 当該住宅を5年以上所有又は賃借等し居住すること。</p>

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第4条関係）（別紙）

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）（別紙）

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）（別紙）

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条関係）（別紙）

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。